



三井松島



2026年5月27日

各位

会社名 三井松島ホールディングス株式会社
代表者 代表取締役社長 吉岡 泰士
(コード:1518 東証プライム、福証)
問合せ先 上席執行役員 総務部担当
永野 毅
電話番号 092-771-2171

ISS 社の議決権行使助言に関する当社の見解について

当社が、2026年6月19日開催予定の第170回定時株主総会に上程する「第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度改定の件」及び「第5号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬制度改定の件」（以下「本議案」）につきまして、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services Inc.（以下「ISS 社」）が反対推奨する旨のレポートを発行している事実を確認いたしました。ISS 社の反対推奨レポートに対しまして、下記のとおり、当社の見解を説明させていただきます。

記

1. ISS 社が反対推奨する理由

本議案に基づき株式の希薄化率が 6.7%となり、ISS 社が定める基準(成熟企業：5%)を上回っているとして、ISS 社は反対推奨をしております。

(原文)

A vote AGAINST this proposal is warranted because:

Total dilution from this plan and the company's other equity compensation plans reaches 6.7 percent, which appears excessive.

2. 当社の見解

ISS 社は本議案の株式報酬制度「株式給付信託(BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下「本制度」)の導入により当社株式の希薄化率が5%を超過するという計算において、今後10年間にわたり、毎年、本制度の上限にあたる株式数を、取引所市場での取得ではなく自己株式処分を引き受ける方法により取得し付与する、という前提を置いているものと思われま。

しかしながら、この前提は当社の想定する制度運用の実態とは異なります。

当社は、本議案において株式の取得方法として、取引所市場を通じた取得又は自己株式処分による取得を記載しておりますが、実際の運用においては、原則として取引所市場を通じた取得を想定しております。さらに現時点において、自己株式処分に関して当社取締役会において何らの決議も行っておらず、本制度の実施に伴い希薄化が生じることは、想定しておりません。

また、仮に自己株式処分の方法が用いられる場合であっても、10年間にわたり毎年上限株式数が継続的に付与されるとの前提は制度設計上現実的ではなく、実態とかい離しております。

以上により、ISS社による反対推奨の理由は本議案には当てはまらないと考えます。

なお、2026年5月13日付当社開示「株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」にも記載のとおり、現行の制度から本制度への改定に際しては、当社役員等に付与される1事業年度当たりのポイント総数の上限に変更はありません。

株主の皆さまには、本議案の趣旨や本制度の内容等について、今一度ご確認いただき、十分ご検討のうえ議決権を行使いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上